

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
1月29日
(火曜日)

目次

告示
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)……………一
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………二
河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)……………二
公有水面の埋立ての免許(港湾課)……………二
公告
国営農地再編整備事業(豊北地区波原換地区)の換地処分(農村整備課)……………三



山口県告示第三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十年一月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成八年農林水産省告示第千四百八十一号)、保安林の指定をする件(平成八年農林水産省告示第千七百十六号)、保安林の指定をする件(平成九年農林水産省告示第六百六十二号)、保安林の指定をする件(平成十年農林水産省告示第十六号)及び保安林の指定をする件(平成十年農林水産省告示第七百六十九号)に定めるところ(森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものを除く)による。

く)による。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下関市農林水産部農林整備課、宇部市経済部農林水産課、萩市農林部林政課、光市経済部水産林業課、柳井市経済部農林水産課、美祢市農林課、山陽小野田市環境経済部農林水産課、美東町役場及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三十一条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十年一月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 区域の名称
相の浦地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	月名	字名	地番	標柱番号
柳井市	阿	中	垣内	三三六	一号
"	"	"	"	一一四の三	二号
"	"	"	"	三五三地先	三号
"	"	"	"	三五五の一地先	四号
"	"	"	"	一一四の一	五号
"	"	"	"	一一四の一	六号
"	"	"	"	三三六	七号
"	"	"	"	三三六	八号

山口県告示第三十三号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 河川の名称

山根川水系山根川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十年一月二十九日

三 廃川敷地等の位置

大島郡周防大島町大字日前字惣田四五七番一

〃 〃 〃 〃 〃 〃 六二九番三

〃 〃 〃 〃 〃 〃 四五六番一

〃 〃 〃 〃 〃 〃 字砂田一七二三番三

〃 〃 〃 〃 〃 〃 一七二三番四

〃 〃 〃 〃 〃 〃 字惣田四五六番一

〃 〃 〃 〃 〃 〃 六二九番一

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 四五九・〇四平方メートル

山口県告示第三十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成二十年一月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字東三蒲字若宮一九七の三地先公有水面

(一) 区域

次の1の地点から16の地点までを順次結んだ線及び1の地点と16の地点を結ぶ平成十九年春分の満潮位(D.L.+三・二二メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 大島郡周防大島町大字東三蒲字猿畑の東三蒲四等三角点(北緯三三度五七分〇八・七五三秒東経一一三度一三分〇三・四四三秒)(以下「基準点」という。)から二八五度二六分二四秒五二四・三五メートルの地点

2の地点 1の地点から二八二度四〇分〇四秒四四・七〇メートルの地点

3の地点 2の地点から二二度四〇分〇四秒一二・二五メートルの地点

4の地点 3の地点から二〇二度四〇分〇四秒一・〇〇メートルの地点

5の地点 4の地点から二二度四〇分〇四秒九・九〇メートルの地点

6の地点 5の地点から二八二度四〇分〇四秒一・〇〇メートルの地点

7の地点 6の地点から二二度四〇分〇四秒六・六〇メートルの地点

8の地点 7の地点から二〇二度四〇分〇四秒一・〇〇メートルの地点

9の地点 8の地点から二二度四〇分〇四秒九・九〇メートルの地点

10の地点 9の地点から二八二度四〇分〇四秒一・〇〇メートルの地点

11の地点 10の地点から二二度四〇分〇四秒六・六〇メートルの地点

12の地点 11の地点から二〇二度四〇分〇四秒一・〇〇メートルの地点

13の地点 12の地点から二二度四〇分〇四秒九・九〇メートルの地点

14の地点 13の地点から二八二度四〇分〇四秒一・〇〇メートルの地点

15の地点 14の地点から二二度四〇分〇四秒一・〇〇メートルの地点

16の地点 15の地点から二〇二度四〇分〇四秒三九・六三メートルの地点

(二) 面積

三、〇六九・八八平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字東三蒲字若宮一九七の三及び二〇一の五並びに同字二〇一の五に沿接する道路地内並びに同字一九七の三から同大字字岩礪二一〇の二に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑨の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結んだ線に囲まれた区域

①の地点 基準点から二八一度五六分二四秒五二三・六五メートルの地点

②の地点 ①の地点から二七一度二九分〇〇秒三〇・三三メートルの地点

- ③の地点
- ②の地点から二三八度〇六分〇七秒一六・八メートルの地点
- ④の地点
- ③の地点から二八二度四〇分〇四秒一一七・四〇メートルの地点
- ⑤の地点
- ④の地点から二六度四〇分〇四秒一七三・四五メートルの地点
- ⑥の地点
- ⑤の地点から二〇二度四〇分〇四秒一一六・一八メートルの地点
- ⑦の地点
- ⑥の地点から一九六度一〇分二九秒四八・二〇メートルの地点
- ⑧の地点
- ⑦の地点から一八〇度二六分五九秒四七・一五メートルの地点
- ⑨の地点
- ⑧の地点から二〇四度四六分〇七秒二五・三六メートルの地点

(二) 面積

二二、七六五・九三平方メートル

三 埋立地の用途

漁港施設用地

四 免許を受けた者

大島郡周防大島町大字小松二二六番地の二

周防大島町

周防大島町長 中本 富夫

五 免許の年月日

平成二十年一月十六日



(四四) 国営農地再編整備事業(豊北地区波原換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区波原換地区の換地処分を次のとおり行いま
した。

平成二十年一月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成二十年一月十六日

二 換地処分の内容

国営農地再編整備事業(豊北地区波原換地区)換地計画書に記載された換地計画の
とおり

平成二十年一月十九日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）